

医第606-3号
令和7年8月25日

各保健所設置市保健所長 様

埼玉県保健医療部医療整備課長
中村 寛（公印省略）

令和7年度に発生した災害により被災した医療施設等に係る災害復旧費補助金の
活用意向について（照会）

本県の災害時医療体制の整備につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、災害により被災した医療施設等の復旧に必要な経費の一部を助成するため、厚生労働省において「災害復旧費補助金交付要綱」を定めており、要件に該当するものについては、その一部が国庫補助の対象となります。

このたび、厚生労働省から当該補助金の活用に係る意向調査の依頼があったため、下記の内容について貴保健所管内の医療機関に御周知いただきますようお願いいたします。

なお、同趣旨の依頼を埼玉県医師会（会員あて）に対し行っておりますので御承知おきください。

記

1 補助金名

医療施設等災害復旧費補助金

2 補助対象施設

公的医療機関、政策医療実施機関、医療関係者養成所施設等

※ 詳細は医療施設等災害復旧費補助金交付要綱P2～P8を御確認ください。

3 対象となる期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

4 添付資料

（1）【別紙1】医療施設等災害復旧費補助金のご案内

- (2) 【別紙2】 実地調査について
- (3) 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱
- (4) 医療施設等災害復旧費協議書（様式1）
- (5) 医療施設等災害復旧費実地調査表（総括表）及び（個表）（様式2）
- (6) 【参考】 厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領
- (7) 【参考】 公共土木施設災害復旧事業査定方針

5 提出書類及び提出期限（要件に該当し、活用希望のある場合のみ提出）

- (1) 医療施設等災害復旧費協議書（様式1）

＜提出期限＞

原則、発災日から3週間以内に提出してください。

既に発災から3週間以上経過している場合は、9月11日（木）までに提出してください。

- (2) 医療施設等災害復旧費実地調査票（様式2）及び「【別紙1】 医療施設等災害復旧費補助金のご案内」の2ページ目「☒ 調査にあたり必要となる資料（チェックリスト）」に掲げる資料

＜提出期限＞

別途御連絡いたしますが、対象施設におかれましては提出の準備を進めていただくようお願いいたします。

6 提出方法

担当宛て電子メールで御回答ください。

7 その他

- ・ 添付資料により、補助の対象施設、補助の対象費用、国による実地調査について御確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 対象となる災害の種類は「4 添付資料（7）」の第三に規定されています。
- ・ 補助金の交付に当たっては、災害復旧費補助金交付要綱の交付の条件が付されますので御留意ください。

担 当：地域医療対策担当 山村
電 話：048-830-3643
メー ル：a3530-02@pref.saitama.lg.jp

医療施設等災害復旧費補助金のご案内

～ 被災された医療機関等の皆さまへ ～

地震や台風、豪雨等の自然災害により医療施設等が被災した場合、公的医療機関や政策医療を実施している医療機関等、一定の要件に該当する医療施設等の建物や医療用設備などを復旧（※）するための費用について、国がその一部（費用の1/2（激甚災害により被災した公的医療機関は2/3））を補助する制度があります。

（※）原則、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧する場合

補助の対象となる施設

○下記は一例です。補助対象施設などの詳しい内容は（別添）をご覧ください。

✓ 医療機関

（公的医療機関）

- ・都道府県、市町村若しくは地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険法施行法第2条の規定により国民健康保険を行う普通国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所

（政策医療実施機関（公的医療機関を除く））

- ・救命救急センター、病院群輪番制病院及び共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制診療所（歯科を含む）、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、災害拠点病院、へき地医療拠点病院、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院（診療所及び歯科診療所を含む）など

✓ 医療関係者養成所施設

- ・看護師等養成所、理学療法士等養成所、救急救命士養成所、歯科衛生士養成所

✓ その他

- ・研修医のための研修施設、病院内保育所、看護師宿舍など

補助の対象となる費用

- 建物及び建物附属設備の復旧費用
- 医療用設備（CT、MRI、リニアックなどの建物と一体として復旧を行う医療機器）の復旧費用
- 医療機関の医療機器、医療関係者養成所施設の教材（※）の復旧費用

※ 激甚災害により被災した場合に限る

※ 修理費などの復旧費用が、1品あたり50万円（歯科の場合は10万円）以内は除く

補助の対象と ならない 費用（一例）

次の費用は申請内容に含めないでください。

- × 土地（敷地、構内道路、屋外運動場、法面、駐車場など）、造園
- × 工作物（囲障、門など）
- × 消耗品、ベッド、椅子、机及びその他事務機器等
- × 救急車等の車両
- × 賃貸の建物、リースの医療機器

※ 復旧のための費用の合計（税込）が80万円に満たない場合

国による実地調査の実施

○補助金を活用して復旧を行う場合、国（厚生労働省及び財務省（局））による実地調査を行い、被災箇所や復旧方法、復旧費用について確認する必要があります。

✓ 調査する内容

- ・医療施設等の所在地における災害の状況
 - ※『〇〇市では、△△△△（台風〇号、××地震など）により（具体的な被災状況）した』など
- ・建物等の被害状況
 - ※ 被災事実の確認が不可欠です。
必ず復旧前の被災箇所すべての写真を撮ってください。その際は、被災範囲（数量）などが確認できるようメジャーを添えるなどのほか、可能な限り明瞭に撮影してください。実地調査時に被害状況が確認できない場合、補助対象外とすることがあります。
- ・復旧方法
 - ※ 工事内容（施工方法など）の確認を行います。
専門的な説明も必要になりますので、説明ができる体制を確保してください。
施工業者等の立会・同席も可能です。
- ・復旧にかかる費用
 - ※ 工事費や修理費の根拠について確認を行います。
復旧方法と同様に、費用についても説明ができる体制を確保してください。
費用の根拠が施工業者の見積書の場合、複数（3社以上）の見積書を用意してください。
（やむを得ない理由により複数の見積書が用意できない場合は、その理由を書面にして実地調査の際に提出してください。）

✓ 調査の方法

- ・県庁会議室または被災施設（現地）などにおいて、上記について確認を行います。

✓ 調査にあたり必要となる資料（チェックリスト）

- ☐ 医療施設等災害復旧費協議書（様式1）
- ☐ 医療施設等災害復旧費実地調査表（様式2）
- ☐ 災害発生原因や程度（震度）がわかる資料
 - ※ 地元地方気象台の発表した観測記録や、都道府県・市町村防災担当部署が作成した資料など
- ☐ 図面、被災箇所すべての写真（写真は主なものを印刷し、その他はパソコン等の画面で確認する方法でも構いません。）
- ☐ 復旧費の積算根拠（見積書など）
- ☐ 医療機器にかかる備品台帳など、当該施設の所有であることを証明する資料

医療施設等災害復旧費補助金 補助対象等一覧

(別添)

区分	補助対象施設	対象経費			基準額 (激甚災害の場合)	補助率 (激甚災害の場合)
		建物	医療用設備	医療機器 注)激甚災害 の場合に限る		
公的医療機関施設	都道府県、市町村若しくは地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合(以下「市町村」という。)、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険法施行法第2条の規定により国民健康保険を行う普通国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所	○	○	○	厚生労働大臣の 定める額	1／2 (2／3)
へき地診療所	都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生活協同組合及びその他厚生労働大臣が認める者の設置するへき地診療所(医師及び看護師住宅を含む。)	○	○	○		1／2
政策医療実施機関						
救命救急センター	都道府県の医療計画等に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する救命救急センター	○	○	○	769,100千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
病院群輪番制病院及び共同利用型病院	都道府県知事又は市町村長等の要請を受けた病院の開設者の設置する病院群輪番制病院及び共同利用型病院	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
救急告示病院	救急病院等を定める省令に基づき、都道府県知事が認定した救急病院であって、都道府県が定める医療計画において、第二次救急医療を実施している病院	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
在宅当番医制病院	災害救助法の適用市町村に所在する病院であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している病院	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
在宅当番医制診療所	災害救助法の適用市町村に所在する診療所であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
在宅当番医制歯科診療所	災害救助法の適用市町村に所在する歯科診療所であって、地方公共団体の委託等により地区歯科医師会毎に在宅当番により休日・夜間における歯科診療を実施している歯科診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
休日夜間急患センター	災害救助法の適用市町村に所在する休日夜間急患センターであって、市町村が行う(委託を含む)休日夜間急患センター	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
休日等歯科診療所	災害救助法の適用市町村に所在する歯科診療所であって、地方公共団体が休日・夜間における診療又は心身障害者(児)に対する診療を行う(委託を含む)歯科診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
時間外診療実施診療所	災害救助法の適用市町村に所在する診療所であって、時間外対応加算1、2及び3に関する施設基準の届出を地方厚生(支)局に行っている診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
災害拠点病院(基幹災害拠点病院)	都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で、厚生労働大臣が適当と認める開設者の設置する災害拠点病院	○	○	○	677,268千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
災害拠点病院(地域災害拠点病院)		○	○	○	447,449千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
へき地医療拠点病院	都道府県知事の指定を受けた病院の開設者の設置するへき地医療拠点病院	○	○	○	229,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
周産期母子医療センター	都道府県が指定する総合周産期母子医療センター又は認定する地域周産期母子医療センター	○	×	○	83,300千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
小児救急医療拠点病院	都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する小児救急医療拠点病院	○	○	○	28,155千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
在宅医療実施病院	都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療(在宅医療)を実施している病院	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
在宅医療実施診療所	都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療(在宅医療)を実施している診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
在宅医療実施歯科診療所	都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療(在宅医療)を実施している歯科診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2

区分		補助対象施設	対象経費			基準額 (激甚災害の場合)	補助率 (激甚災害の場合)
			建物	医療用設備	医療機器 注)激甚災害 の場合に限る		
	がん医療実施診療所	都道府県が定める医療計画において、がん医療を実施している診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
	脳卒中医療実施病院	都道府県が定める医療計画において、脳卒中医療を実施している病院	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
	腎移植施設	厚生労働大臣が適当と認める者の設置する腎移植施設(原則、都道府県一か所(人口400万人以上の都道府県は二か所))	○	×	○	44,300千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
	老人デイケア施設	厚生労働大臣が指定する者の設置する老人デイケア施設	○	○	○	165,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
	共同利用施設	厚生労働大臣が適当と認める者の設置する共同利用施設	○	○	○	388,900千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
医療関係者養成所施設							
	看護師等養成所	保健師助産師看護師法第19条、第20条、第21条又は第22条の規定による指定を受けることのできる保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校及び養成所 (学校教育法第1条に規定する学校を除く)	○	×	×	厚生労働大臣の 定める額	1／2
	理学療法士等養成所	理学療法士及び作業療法士法第11条又は第12条の規定による指定を受けることのできる理学療法士又は作業療法士の学校及び養成所 (学校教育法第1条に規定する学校を除く)	○	×	×		1／2
	救急救命士養成所	救急救命士法第34条の規定による指定を受けることのできる救急救命士の学校及び養成所 (学校教育法第1条に規定する学校を除く)	○	×	×		1／2
	歯科衛生士養成所	歯科衛生士法第12条の規定による指定を受けることのできる歯科衛生士の学校及び養成所 (学校教育法第1条に規定する学校を除く)	○	×	×		1／2
研修施設							
	地域医療研修センター	医科大学若しくは大学医学部の附属病院(国立大学法人の開設したものを除く。以下同じ。)又は臨床研修病院(営利法人又は個人の設立した病院を除く。)の開設者の設置する地域医療研修センター	○	×	×	59,600千円	1／2
	研修医のための研修施設	医科大学若しくは大学医学部の附属病院、歯科大学若しくは大学歯学部附属病院(国立大学法人の開設したものを除く。)又は臨床研修病院の開設者の設置する研修医のための研修施設	○	×	×	198,700千円	1／2
病院内保育所		日本赤十字社、社会福祉法人、全国厚生農業協同組合連合会、健康保険組合若しくはその連合会、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険組合、共済組合若しくはその連合会、公益法人、一般社団法人、一般財団法人又は医療法人等の設置する病院内保育所	○	×	×	厚生労働大臣の 定める額	1／2
看護師宿舎		都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会又は厚生労働大臣が適当と認める者の設置する看護師宿舎	○	×	×	既存面積(1人当たり33㎡を限度) ×1/2×198,300円	1／2
救急医療情報センター		都道府県の設置する救急医療情報センター	○	×	×	13,100千円	1／2

※ 補助額：実際の事業費(厚生労働省等による実地調査に基づく額)と、基準額を比較して、低い方の額に補助率を乗じた額。(千円未満切り捨て)

※ 国、独立行政法人(独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)若しくは国立大学法人(国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。)又は医療法第7条の2第1項第二号～第五号に掲げる者の設置するものは対象外。

※ 厚生労働大臣の定める額:上限なし

実地調査について

医療施設等災害復旧費補助金は、平成7年3月1日厚生省発健政第22号厚生事務次官通知の別添「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」に基づき交付します。

なお、医療施設等災害復旧費補助金は、別添の「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領(令和6年6月21日会発第0621第1号)」等に基づく実地調査により交付額が決定します。

1. 事前準備について

- (1)「医療施設等災害復旧費補助金のご案内(別紙1)」の「国による実地調査の実施」を参照の上、準備をお願いします。
- (2)電子メールにて都道府県担当部局あて、別途、都道府県が指定する期日までに以下の資料を提出してください。
 - ・「医療施設等災害復旧費協議書」(様式1)
 - ・「医療施設等災害復旧費実地調査表」(様式2)

2. 実地調査について

- (1)「医療施設等災害復旧費実地調査表」(様式2)に記載した被災の状況や所要額の積算根拠(数量、金額)等について調査します。
- (2)調査時においては、(1)の内容を確認するので、施工内容など専門的な内容を把握されている被災施設の担当者又は工事施工業者から説明をお願いします。
- (3)写真及び図面等に番号を付けるなどして、被災場所を書面で特定できるようにしてください。

3. 早期着工について

実地調査前に復旧事業を行う場合、被災の事実確認のため、被災した状況の分かる写真が必要不可欠であることから、被災の程度(範囲、数量、規格)等が確認できるよう、メジャーを添える等して出来るだけ明瞭に撮影してください。

4. その他

- (1)災害復旧は、原則として、「原形復旧」であり、被災前より高価な資材、高機能な医療機器等による復旧は減額査定の対象となる場合があります。
- (2)協議書提出後に、追加工事の発生や一部工事の取り止めなどにより所要額が変更となる場合は、実地調査前に担当者に連絡してください。

厚生労働省発医政1224第17号

令和 2 年 12 月 24 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働事務次官

（ 公 印 省 略 ）

医療施設等災害復旧費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成7年3月1日厚生省発健政第22号厚生事務次官通知の別添「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和2年12月24日から適用することとされたので通知する。

医療施設等災害復旧費補助金交付要綱（平成 7 年 3 月 1 日厚生省発健政第 2 2 号厚生事務次官通知別添）の
一部改正について【新旧対照表】

別紙

（下線部が変更部分）

改正後	現行
医療施設等災害復旧費補助金交付要綱 1～10 （略） （別表） （略） 第 1 号様式 （略） 第 2 号様式 厚生労働大臣 殿 補助事業者名 番 年 月 号 日 （以下略） 第 3 号様式 厚生労働大臣 殿 補助事業者名 番 年 月 号 日 （以下略） 第 4 号様式 厚生労働大臣 殿 補助事業者名 番 年 月 号 日	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱 1～10 （略） （別表） （略） 第1号様式 （略） 第2号様式 厚生労働大臣 殿 補助事業者名 印 番 年 月 号 日 （以下略） 第3号様式 厚生労働大臣 殿 補助事業者名 印 番 年 月 号 日 （以下略） 第 4 号様式 厚生労働大臣 殿 補助事業者名 印 番 年 月 号 日

(以下略)

第5号様式

番
年 月 日
号

厚生労働大臣 殿

補助事業者名

(以下略)

(以下略)

第5号様式

番
年 月 日
号

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

(以下略)

医療施設等災害復旧費補助金交付要綱

厚生省発健政第 2 2 号
平成 7 年 3 月 1 日

一部改正厚生労働省発医政第 0216004 号
平成 1 6 年 2 月 1 6 日

一部改正厚生労働省発医政第 0204011 号
平成 1 7 年 2 月 4 日

一部改正厚生労働省発医政第 0307002 号
平成 1 8 年 3 月 7 日

一部改正厚生労働省発医政第 0312007 号
平成 2 0 年 3 月 1 2 日

一部改正厚生労働省発医政 0526 第 12 号
平成 2 3 年 5 月 2 6 日

一部改正厚生労働省発医政 1209 第 5 号
平成 2 3 年 1 2 月 9 日

一部改正厚生労働省発医政 0116 第 5 号
平成 2 6 年 1 月 1 6 日

一部改正厚生労働省発医政 1204 第 3 号
平成 2 7 年 1 2 月 4 日

一部改正厚生労働省発医政 0 9 3 0 第 1 号
平成 2 8 年 9 月 3 0 日

一部改正厚生労働省発医政 0 6 0 2 第 2 号
平成 2 9 年 6 月 2 日

一部改正厚生労働省発医政 0 3 3 0 第 1 3 号
平成 3 0 年 3 月 3 0 日

一部改正厚生労働省発医政 0 3 1 0 第 1 0 号
令和 2 年 3 月 1 0 日

一部改正厚生労働省発医政 1224 第 17 号
令和 2 年 1 2 月 2 4 日

医療施設等災害復旧費補助金交付要綱

(通則)

- 1 医療施設等災害復旧費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

- 2 この補助金は、次に掲げる施設であって暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年9月7日蔵計2150）に基づき承認を得た災害復旧事業に要する費用を交付の対象とする。

なお、交付の対象となる異常な天然現象の範囲は公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発第351号建設省河川局長通知）第2及び第3の第1項に準じて取り扱うものとする。

(1) 医療機関施設

ア 公的医療機関施設

都道府県、市町村若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合（以下「市町村等」という。）、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険法施行法（昭和33年法律第193号）第2条の規定により国民健康保険を行う普通国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所

イ ヘき地診療所

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策実施要綱」という。）に基づき、都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生活協同組合及びその他厚生労働大臣が認める者の設置するへき地診療所（医師及び看護師住宅を含む）。

ウ 政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く。）

（ア）救命救急センター

昭和５２年７月６日医発第６９２号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する救命救急センター（国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは国立大学法人（国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第２条第１項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）又は医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（イ）病院群輪番制病院及び共同利用型病院

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県知事又は市町村長若しくは地方自治法第２８４条第１項に規定する一部事務組合の管理者の要請を受けた病院の開設者の設置する病院群輪番制病院及び共同利用型病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（ウ）救急告示病院

救急病院等を定める省令（昭和３９年厚生省令第８号）第２条に基づき、都道府県知事が認定した救急病院であって、平成２４年３月３０日医政発第０３３０第２８号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、第二次救急医療を実施している病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（エ）在宅当番医制病院

災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用市町村に所在する病院であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（オ）在宅当番医制診療所

災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用市町村に所在する診療所であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置する

ものを除く。)

(カ) 在宅当番医制歯科診療所

災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用市町村に所在する歯科診療所であって、地方公共団体の委託等により地区歯科医師会毎に在宅当番により休日・夜間における歯科診療を実施している歯科診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(キ) 休日夜間急患センター

災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用市町村に所在する休日夜間急患センターであって、「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、市町村が行う（委託を含む）休日夜間急患センター（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ク) 休日等歯科診療所

災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用市町村に所在する歯科診療所であって、地方公共団体が休日・夜間における診療又は心身障害者（児）に対する診療を行う（地方公共団体からの委託等により行う場合を含む）歯科診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ケ) 時間外診療実施診療所

災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用市町村に所在する診療所であって、平成２８年３月４日保医発第０３０４第１号厚生労働省保険局医療課長及び同局歯科医療管理官通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」により、時間外対応加算１、２及び３に関する施設基準の届出を地方厚生（支）局に行っている診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(コ) 災害拠点病院

平成２１年３月３０日医政発第０３３０００７号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき、都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で厚生労働大臣が適当と認める開設者の設置する災害拠点病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第７条の２第１項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(サ) へき地医療拠点病院

「へき地保健医療対策実施要綱」に基づき、都道府県知事の指定を受けた病院の開設者の設置するへき地医療拠点病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(シ) 周産期母子医療センター

平成22年1月26日医政発0126第1号厚生労働省医政局長通知「周産期医療の確保について」の別添2「周産期医療体制整備指針」に基づき、都道府県が指定する総合周産期母子医療センター又は認定する地域周産期母子医療センター（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ス) 小児救急医療拠点病院

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する小児救急医療拠点病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(セ) 在宅医療実施病院

平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）を実施している病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ソ) 在宅医療実施診療所

平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）を実施している診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(タ) 在宅医療実施歯科診療所

平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）を実施している歯科診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(チ) がん医療実施診療所

平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、がん医療を実施している診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ツ) 脳卒中医療実施病院

平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、脳卒中医療を実施している病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(テ) 腎移植施設

昭和55年11月4日医発第1105号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者の設置する腎移植施設（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ト) 老人デイケア施設

昭和57年1月22日医発第85号厚生省医務局長通知「老人デイケア施設の整備事業について」に基づき、厚生労働大臣が指定する者の設置する老人デイケア施設（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ナ) 共同利用施設

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者の設置する共同利用施設（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(2) 医療関係者養成所施設

ア 看護師等養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条の規定により設立された法人（以下「学校法人」という。）若しくは同法第64条第4項の規定により設立された法人（以下「準学校法人」とい

う。）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第２条の規定により認定を受けた公益法人及び旧民法第３４条の規定により設立された法人（以下「旧民法法人等」という。）又は医療法第３９条の規定により設立された法人（以下「医療法人」という。）の設置する保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第１９条、第２０条、第２１条又は第２２条の規定による指定を受けることのできる保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校及び養成所（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものにあつては、同法第１２４条に規定する専修学校又は同法第１３４条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。（なお、助産師養成所及び看護師養成所２年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。））

イ 理学療法士等養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、学校法人若しくは準学校法人、旧民法法人等又は医療法人の設置する理学療法士及び作業療法士法（昭和４０年法律第１３７号）第１１条又は第１２条の規定による指定を受けることのできる理学療法士又は作業療法士の学校及び養成所（学校教育法第１条に規定する学校を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものにあつては、同法第１２４条に規定する専修学校又は同法第１３４条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。）

ウ 救急救命士養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、学校法人若しくは準学校法人、旧民法法人等又は医療法人の設置する救急救命士法（平成３年法律第３６号）第３４条の規定による指定を受けることのできる救急救命士の学校及び養成所（学校教育法第１条に規定する学校を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものにあつては、同法第１２４条に規定する専修学校又は同法第１３４条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。）

エ 歯科衛生士養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、学校法人若しくは準学校法人、旧民法法人等又は医療法人の設置する歯科衛生士法（昭和２３年法律第２０４号）第１

2条の規定による指定を受けることのできる歯科衛生士の学校及び養成所（学校教育法第1条に規定する学校を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものにあつては、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。）

（3）研修施設

ア 地域医療研修センター

平成10年6月11日健政発第728号厚生省健康政策局長通知「地域医療研修施設の整備について」に基づき、医科大学若しくは大学医学部の附属病院（国立大学法人の開設したものを除く。以下同じ。）又は臨床研修病院（営利法人又は個人の設立した病院を除く。）の開設者の設置する地域医療研修センター

イ 研修医のための研修施設

平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、医科大学若しくは大学医学部の附属病院、歯科大学若しくは大学歯学部の附属病院（国立大学法人の開設したものを除く。）又は臨床研修病院の開設者の設置する研修医のための研修施設

（4）病院内保育所

日本赤十字社、社会福祉法人、全国厚生農業協同組合連合会、健康保険組合若しくはその連合会、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険組合、共済組合若しくはその連合会、公益法人、一般社団法人、一般財団法人又は医療法人等の設置する病院内保育所

（5）看護師宿舎

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会又は厚生労働大臣が適当と認める者の設置する看護師宿舎

（6）救急医療情報センター

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県の設置する救急医療情報センター

(交付額の算定方法)

- 3 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額が1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 別表の第1欄に定める区分ごとに、同表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第4欄に規定する補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

- 4 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更(次に掲げるものに限る。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- ア 建物の設置場所の変更(設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しないものを除く。)
- イ 建物の規模、構造又は用途の変更(機能を著しく変更しないものを除く。)
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円(民間団体にあっては30万円)以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。
- ア 補助事業者が地方公共団体の場合
- 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について、証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止

又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

- （８）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、第５号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- （９）この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金を受けてはならない。

（申請手続）

- ５ この補助金の交付申請は、毎年度別途指示する期日までに、第２号様式による申請書を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

- ６ 厚生労働大臣は、５による申請書が到達した日から起算して原則として２月以内に交付の決定を行うものとする。

（補助金の概算払）

- ７ 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

- ８ この補助金の事業実績報告は、事業完了の日（４の（２）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から１か月を経過した日又は当該年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、第３号様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

なお、事業が当該年度と当該年度の翌年度にわたるときは、この補助金の交

付決定に係る国の会計年度の翌年度の４月１０日までに、第４号様式による年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（補助金の返還）

- ９ 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

- １０ 特別の事情により、３、５及び８に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合は、毎年度において別途指示する期日までに、第３号様式に準じた書面を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(別表)

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補助率
医療機関施設 公的医療機関 施設	厚生労働大臣の定める額	(1) 病院の診療棟、病棟、管理棟、サービス棟等の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (2) 診療所の診察室、処置室、薬剤室、エックス線室等の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (3) 病院・診療所の建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (4) 医療機器 (1品につき500,000円を超えるもの。) (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	2分の1 (激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。))第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した医療機関又は東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「東日本大震災財特法」という。))第46条第2項第1号に規定する公的医療機関であって同法第2条に規定する東日本大震災により被災した公的医療機関にあつては3分の2)
へき地診療所	厚生労働大臣の定める額	へき地診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療所 ア 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等 イ 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 ウ 医療機器 (1品につき500,000円	2分の1

		を超えるもの。) (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。) (2) 医師住宅 (3) 看護師住宅	
政策医療実施機関施設 救命救急センター	769,100 千円 (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	救命救急センターとして必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 病棟 (病室、ICU、CCU、病棟記録室、処置室、診察室、患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) (2) 診療棟 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備等) (3) その他 (事務室、機械室、自家発電室等) (4) ヘリポート (5) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (6) 医療機器 (1品につき500,000円を超えるもの。) (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	2分の1
病院群輪番制病院 及び共同利用型病院	80,200 千円 (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な次の各部門の被災部分の災	2分の1

	場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室（救急専用病室）、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1品につき500,000円を超えるもの。) (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	
救急告示病院	80,200 千円 (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	救急告示病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室（救急専用病室）、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1品につき500,000円を超えるもの。) (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	2分の1
在宅当番医制病院	80,200 千円 (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災	在宅当番医制病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、薬剤室、	2分の1

	した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1 品につき 500,000 円を超えるもの。) (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	
在宅当番医制診療所	13,139 千円 (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第 2 条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	在宅当番医制診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1 品につき 500,000 円を超えるもの。) (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	2 分の 1
在宅当番医制歯科診療所	13,139 千円 (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第 2 条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	在宅当番医制歯科診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、技工室、エックス線室、待合室、仮眠室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備	2 分の 1

		(3) 医療機器 (1 品につき 100,000 円を超えるもの。) (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	
休日夜間急患センター	13,139 千円 (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第 2 条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	休日夜間急患センターとして必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、事務室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1 品につき 500,000 円を超えるもの。) (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	2 分の 1
休日等歯科診療所	13,139 千円 (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第 2 条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	休日等歯科診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、技工室、エックス線室、事務室、待合室、仮眠室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1 品につき 100,000 円を超えるもの。) (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	2 分の 1

時間外診療実施診療所	13,139 千円 (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第 2 条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	時間外診療実施診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1 品につき 500,000 円を超えるもの。) (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	2 分の 1
災害拠点病院	(1) 基幹災害拠点病院 677,268 千円 (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第 2 条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額) (2) 地域災害拠点病院 447,449 千円 (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第 2 条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	災害拠点病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 病棟 (病室、ICU、CCU、病棟記録室、処置室、診察室、患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) (2) 診療棟 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備等) (3) その他 (事務室、機械室、自家発電室等) (4) ヘリポート、備蓄倉庫、受水槽	2 分の 1

		(5) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (6) 医療機器 (1 品につき 500,000 円を超えるもの。) (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	
へき地医療拠点病院	229,200 千円 (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第 2 条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 検査、放射線、手術部門 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等) (2) 病棟 (病室、診療室、処置室、記録室、患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) (3) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (4) 医療機器 (1 品につき 500,000 円を超えるもの。) (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	2 分の 1
周産期母子医療センター	83,300 千円 (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第 2 条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	母体・胎児集中治療管理室として必要な部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 周産期専用病棟 (病室、記録室、リネン室、バルコニー、廊下、便所等) (2) 医療機器	2 分の 1

		(1 品につき 500,000 円を超えるもの。) (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	
小児救急医療拠点病院	28,155 千円 (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第 2 条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	小児救急医療拠点病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費小児専用病棟 (1) 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室(救急専用病室)、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備、研修室等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1 品につき 500,000 円を超えるもの。) (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	2 分の 1
在宅医療実施病院	80,200 千円 (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第 2 条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	在宅医療実施病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1 品につき 500,000 円を超えるもの。) (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	2 分の 1

		より被災した場合に限る。)	
在宅医療実施診療所	13,139 千円 (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第 2 条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	在宅医療実施診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1 品につき 500,000 円を超えるもの。) (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	2 分の 1
在宅医療実施歯科診療所	13,139 千円 (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第 2 条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	在宅医療実施歯科診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、技工室、エックス線室、待合室、仮眠室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1 品につき 100,000 円を超えるもの。) (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	2 分の 1
がん医療実施診療所	13,139 千円 (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第 2 条	がん医療実施診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2 分の 1

	に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	(1) 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、がん治療室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1品につき 500,000 円を超えるもの。) (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	
脳卒中医療実施病院	80,200 千円 (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	脳卒中医療実施病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、I C U、S C U、機能訓練室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1品につき 500,000 円を超えるもの。) (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	2 分の 1
腎移植施設	44,300 千円 (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	腎移植施設として必要な部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 無菌手術室（機械室及び附属設備を含む。) (2) 医療機器 (1品につき 500,000 円を	2 分の 1

		超えるもの。) (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	
老人デイケア施設	165,200 千円 (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	老人デイケア施設として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 機能訓練棟、診療棟（機能訓練室、作業・理学療法室、水治療室、電気・温熱療法室、評価測定室、マッサージ室、診療室、休養室、待合室、リネン室、事務室、職員控室、廊下、便所等） (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1品につき 500,000 円を超えるもの。) (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	2 分の 1
共同利用施設	388,900 千円 (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	共同利用施設として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 特殊診療棟 (共同利用高額医療機器設置に必要な特殊診療部門及び建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備) (2) 開放型病棟 (病室、診察室、処置室、患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) (3) 医療機器	2 分の 1

		(1 品につき 500,000 円を超えるもの。) (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	
医療関係者養成所施設 看護師等養成所	厚生労働大臣の定める額	学校又は養成所（寄宿舍を含む。）の被災部分の災害復旧に要する事業費 (1) 工事費又は工事請負費 (2) 看護師等の養成に必要な教材等の費用 (1 品につき 500,000 円を超えるもの。) (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	2 分の 1
理学療法士等養成所	厚生労働大臣の定める額	学校又は養成所（寄宿舍を含む。）の被災部分の災害復旧に要する事業費 (1) 工事費又は工事請負費 (2) 理学療法士等の養成に必要な教材等の費用 (1 品につき 500,000 円を超えるもの。) (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	2 分の 1
救急救命士養成所	厚生労働大臣の定める額	学校又は養成所（寄宿舍を含む。）の被災部分の災害復旧に要する事業費 (1) 工事費又は工事請負費 (2) 救急救命士の養成に必要な教材等の費用 (1 品につき 500,000 円を超えるもの。) (激甚法第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	2 分の 1

歯科衛生士養成所	厚生労働大臣の定める額	学校又は養成所（寄宿舍を含む。）の被災部分の災害復旧に要する事業費 (1) 工事費又は工事請負費 (2) 歯科衛生士の養成に必要な教材等の費用 （1品につき100,000円を超えるもの。） （激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。）	2分の1
研 修 施 設 地域医療研修センター	59,600 千円	地域医療研修センターとして必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 図書、視聴覚部門 （視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室、書庫） (2) カンファレンスルーム (3) 小講堂 (4) 管理部門 （管理室、ロッカールーム、廊下、便所等） (5) 地域情報部門 （地域情報室、相談室）	2分の1
研修医のための研修施設	198,700 千円	研修棟として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 講義室、討議室、図書・視聴覚部門（視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室）、仮眠室、管理部門（管理室、ロッカールーム、廊下、便所等）、倉庫等	2分の1

病院内保育所	厚生労働大臣の定める額	病院内保育所の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1
看護師宿舎	既存面積（1人当たり33㎡を限度）×1/2×198,300円	病院の看護師宿舎の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1
救急医療情報センター	13,100千円	救急医療情報センターとして必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 操作室、仮眠室、機械室、便所、暖冷房、附属設備等	2分の1

厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領

令和 6 年 6 月 21 日
会発第 0 6 2 1 第 1 号

第 1 趣旨

厚生労働省所管の補助施設災害復旧事業費算定の基礎となる調査については、この要領の定めるところによる。

第 2 調査の方法

- 1 厚生労働省の調査に対して財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が立会するものとする。
- 2 調査は、原則として実地にて行うものとするが、申請額が 2 0 0 万円未満の箇所又は止むを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地福祉事務所等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

第 3 調査の対象

- 1 調査の対象は暴風、洪水、高潮、地震又はその他の異常な天然現象により被害を受けた別表 1 の施設であって、その内容は、建物、建物以外の工作物、土地及び設備に係る復旧事業とする。
- 2 建物については、次により取り扱う。
 - （1）直接当該事業の実施に必要な建物についてのみ対象とする。従って、直接事業の実施に関係のない建物は調査の対象外となる。
 - （2）暖房等のボイラー、エレベーターは、建物附属設備として調査の対象とする。
 - （3）別表 1 に定めると畜場にあつては、解体施設及び污水处理施設のみを調査の対象とする。
 - （4）別表 1 に定める医療施設等のうち医療機関施設については、被災によるライフラインの途絶後も一定期間自立的に診療機能を保持するためのヘリポート、通信装置、自家発電装置、貯水槽等は調査の対象とする。
- 3 別表 1 に定める医療施設等のうち医療機関施設及び医療関係者養成所施設の設備については、次に掲げるものであって備品台帳に登載されているもののみを調査の対象とする。ただし、備品台帳に登載されていないものであっても購入伝票、領収書等の証拠書類により当該施設の所有であることが明らかな場合に限り、調査の対象として差し支えない。なお、消耗品、ベッド、椅子、机、模型・標本・機械器具

の収納棚・保管庫、図書、教育用のＣＤ－ＲＯＭ等電磁的記録媒体、多目的な用途の部屋に設置されるアンプ・スピーカー・ミキサー等の音響設備及びその他事務機器等は含まない。

(１) 医療機関施設の建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

建物と同時に設備が被災した場合において、当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備で、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 設置に当たり、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和３２年６月１０日法律第１６７号）の適用を受ける放射線発生装置であって、建物と機能的に一体であるもので、リニアック、ベータトロン、コバルト６０照射装置及びこれらと同等の機能を有するもの

イ 設置に当たり、専用の施設を必要とするエックス線装置であって、コンピューターにより画像処理するもので、ＣＴスキャン（全身用、頭部用）及びこれらと同等の機能を有するもの

ウ 設置に当たり、専用の施設を必要とするＭＲ（核磁気共鳴）を利用する画像診断装置

エ その他当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

(２) 医療機関施設の医療機器（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）（以下「激甚法」という。））第２条第１項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。）

(３) 医療関係者養成所施設の教材等（激甚法第２条第１項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。）

４ 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあつては、土地は調査対象外とする。

５ 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあつては、工作物は調査対象外とする。

６ 第１項の「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和３２年７月１５日付建河発第３５１号）第２（災害原因の調査）及び第３（採択の範囲等）の第１項に準じて取り扱う。

第４ 一箇所の定義

施設ごとに同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものを一箇所として取り扱うものとする。

第５ 適用除外

次の各号に掲げるものは適用除外とする。

１ 一箇所の調査額が別表１の限度額未満のもの。

２ 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたと認められる災害に係るもの。

- 3 著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- 4 災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの。
- 5 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。
 - (1) 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。
 - (2) 当該年度に整備計画のあるもの。
 - (3) 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。
- 6 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。
- 7 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。
- 8 一品目の復旧額が医療施設等災害復旧費補助金交付要綱（平成7年3月1日厚生省発健政第22号）の別表の施設区分ごとに定める対象経費未満の医療機関施設の医療機器及び医療関係者養成所施設の教材等。

第6 建物の被害区分

建物復旧費算定の基礎となる被害区分は次のとおりとする。

1 全壊

建物の垂直支持材が折損し、屋根が地上に落下した程度以上で、使用不能の状態又は焼失、滅失した状態で、新築して復旧する必要のある状態にあるもの

2 半壊

建物の主要構造部（柱、梁桁、小屋組、基礎、土台等をいう。以下同じ。）が被災し、補強不可能のもので解体して復旧しなければならない状態にあるもの

3 大破

建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが可能な状態にあるもの

4 大破にいたらないもの

建物の主要構造部の一部又はそれ以外の部分が被災し、補修又は補強して復旧することが可能な状態にあるもの

第7 復旧費算出の原則

復旧費は、被災施設を原形に復旧するものとして算出することを原則とするが、原形に復旧することが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするものとして算出し、原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合においては当該施設に代るべき必要な施設をするものとして算出する。

（原形復旧）

- 1 原形に復旧するとは、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。

（原形復旧不可能）

- 2 原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するた

めの施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(1) 原形の判定が可能な場合

イ 原施設が被災し地形地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において法長若しくは延長を増加し根継をし、陥没した沈下量をかさ上げし、基礎工法を変更する等形状若しくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴い材質を改良して施行する工事若しくは、排水工、山留工等を設けて施行する工事

ロ その他前号に掲げるものに類する工事

(2) 原形の判定が不可能な場合

原施設が流失又は埋没したため、原形の判定が不可能な場合において被災地及びその附近の残存施設等を勘案し、被災後の状況に即応した工法により施行する工事

(原形復旧困難)

3 原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設に代るべき必要な施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(1) 原施設が被災し、地形地盤の変動のため、又はその被災施設の除却が困難なためその被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため位置又は法線を変更して施行する工事又はこれに伴い形状若しくは寸法を変更し、若しくは材質を改良して施行する工事若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事

(2) その他前号に掲げるものに類する工事

(原形復旧不適當)

4 原形に復旧することが著しく不適當な場合において当該施設に代るべき必要な施設をするとは次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(1) 建物の新(改)築を必要とする場合

イ 防火地域、準防火地域にある被災施設を新(改)築しなければならない場合で建築基準法の規定により耐火構造として施行する工事

ロ 地形地盤の変動により被災施設を旧位置に復旧することが著しく不適當な場合において必要最小限度の位置の変更又は平面計画等の改訂をして施行する工事

ハ 被災施設の被災前の構造が著しく不經濟である場合において經濟的な構造により施行する工事

ニ 被災地域の特殊性に基づく構造改良の必要性から被災施設を原形復旧するよりも、立体化して土地使用の効率化を図るための必要最小限度の工事

ホ その他前各号に掲げるものに類する工事

(2) 建物の補修、工作物の復旧の場合

イ 主要構造部が折損し又は傾斜しその被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合において添柱、方杖、バットレス、水平筋違、筋違等を補強して施行する工事

- ロ 建築基準法その他建物保安上の諸法令の規定により被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において施行する必要最小限度の工事
 - ハ 被災施設が立地条件の悪化等により浸水被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合において木造床をコンクリート床とする等耐水工法で施行する必要最小限度の工事
 - ニ その他前各号に掲げるものに類する工事
- (3) 土地の場合
- イ 土地又は土地造成施設が被災し、地形地盤の変動等のためその被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため位置若しくは法線を変更し、形状若しくは寸法を変更し又は材質を改良して施行する必要最小限度の工事及び排水工、山留工等を設けて施行する工事
 - ロ 被災施設が地すべり崩壊等により著しく埋そく又は埋没したためその被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため土砂止等を設けて施行する工事
 - ハ その他前各号に掲げるものに類する工事

第8 経費の種目

経費の種目は本工事費、附帯工事費及び応急工事費とする。

1 本工事費

事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）、用地費、補償費、土地の借料、機械器具損料及び営繕損料のほか諸経費（第9 諸経費率）を含むものとする。

2 附帯工事費

本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

3 応急仮工事費

復旧工事完了までに長期間を要する見込みの場合で、業務に支障をきたさないため等の理由により緊急に施行しなければならない応急仮工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

4 応急本工事費

緊急性を考慮し、やむを得ないと判断された場合で、調査を待たずに被災施設の復旧工事の一部又は全部を緊急的に実施する応急本工事に要する経費（諸経費を含む。）とする。

第9 諸経費率

本調査の対象となる復旧事業にかかる諸経費率は別表2のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は、個別協議により諸経費を算出することができる。

第10 単価及び歩掛り

調査額算出に用いる単価及び歩掛りは次による。

1 建物の新（改）築

官庁建物等災害復旧費実地調査要領（昭和47年6月6日付蔵計第1905号）において、毎年度指示される単価による。

2 補修等

（1）建物

単価は公共土木施設災害復旧事業費の当年災算定に使用する単価、歩掛りは毎年度指示される「公立学校施設災害復旧費歩掛表、単価表」に定められている歩掛りによる。

ただし、これにより難しい場合は現地適正単価による。

（2）土地

単価、歩掛りとも公共土木施設災害復旧事業費の当年災算定に使用する単価、歩掛りによる。

ただし、校庭、コート類の歩掛りについては毎年度指示される「公立学校施設災害復旧費歩掛表、単価表」の歩掛りによる。

（3）工作物

単価、歩掛りとも公共土木施設災害復旧事業費の当年災算定に使用する単価、歩掛りによる。

ただし、これにより難しい場合は現地適正単価による。

（4）設備、その他

現地適正単価による。

第11 その他

調査に当たり、本要領に規定のない事項は、公共土木施設災害復旧事業の取扱いに準じて処理する。

第12 報告

1 厚生労働本省が調査を実施した場合は、調査終了後1週間以内に別紙様式1により報告書を作成すること。

2 地方厚生（支）局が調査を実施した場合は、調査終了後1週間以内に厚生労働本省あてに別紙様式1により報告書を提出すること。

第13 採択の保留

1 本事業の採択にあたり、当該事業が次の（1）及び（2）のいずれかに該当する場合は、採択を保留するものとする。

（1）厚生労働省と財務局との意見が一致しない場合。

(2) 調査額が、1億円以上の場合。

2 厚生労働本省が調査を実施した場合は、別紙様式2により報告書を作成すること。

3 地方厚生(支)局が調査を実施した場合は、別紙様式1と併せて厚生労働本省あてに別紙様式2により報告書を提出すること。

附 則(令和6年6月21日会発0621第1号)

(施行期日)

1 この調査要領は、交付の日から施行する。

(経過措置)

2 この調査要領の施行の日以後に発生した災害における災害復旧に係る調査について適用する。

別表 1

施設の種類及び限度額

施設の種類	限度額
保健衛生施設等 保健衛生施設 感染症指定医療機関 健康増進センター 保健所 健康科学センター 市町村保健センター 農村検診センター 難病相談・支援センター 感染症外来協力医療機関 新型インフルエンザ患者入院医療機関 H I V 検査・相談室 地方衛生研究所 原爆医療等施設 原爆被爆者保健福祉施設 原爆医療施設 原爆被爆者健康管理施設 放射線影響研究所 精神保健等施設 精神科病院 精神保健福祉センター 精神科デイ・ケア施設 精神科救急医療センター 精神保健福祉士養成施設 老人性認知症疾患治療病棟 老人性認知症疾患療養病棟 老人性認知症疾患デイ・ケア施設 食肉衛生検査所 エイズ・結核治療施設 結核患者収容モデル病室 エイズ治療モデル施設 エイズ治療個室等の施設（エイズ拠点病院） 結核研究所 多剤耐性結核専門医療機関 医薬分業推進支援センター	8 0 0 千円 ただし、感染症指定医療機関にあっては 4 0 0 千円

血漿採漿センター等施設 血漿分画センター 血漿採漿センター 抗毒素製造施設 環境衛生施設 火葬場 と畜場	指定市 800千円 市町村 400千円
医療施設等 「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱（平成7年3月1日厚生省発健政第22号）」に定める施設	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱に定める施設ごとに800千円
社会福祉施設等 「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（平成22年3月15日付厚生労働省発社援0315第9号）」に定める施設	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱に定める施設ごとに800千円
社会福祉施設等及び「児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（令和5年7月20日付こ成事第349号）」に定める施設を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する施設（以下「複合施設」という。）	複合施設ごとに800千円

別表2

諸 経 費 率

区 分	率
建 物 新 (改) 築 復 旧	0 %
建 物 補 修 復 旧	15 %
土 地 復 旧	15 %
工 作 物 復 旧	15 %
設 備 復 旧	0 %

(注)各事業共工事雑費は計上しないものとする。

厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

令和 年 月 日

調査官		
	財務省	

(県)

(単位:千円)

施設の種類					申 請											調 査 結 果										
No.	施設名	複合施設			建 物			建物 補修 D	工作物 E	土地 F	小計 (C+D+E+F) G	設備 H	合計 (G+H) I	内未成・ 内転属 J	差引額 (I-J)	建 物			建物 補修 N	工作物 O	土地 P	小計 (M+N+O+P) Q	設備 R	合計 (Q+R) S	内未成・ 内転属 T	差引額 (S-T)
		該当	同一の複合施設として取扱う施設		全 壊 A	半 壊 B	小 計 (A+B) C									全 壊 K	半 壊 L	小 計 (K+L) M								
			施設名	所管省庁																						
			面積	工事費	面積	工事費	面積	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	面積	工事費	面積	工事費	面積	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費
																						</				

- (注) 1. 施設名は、調査要領別表1に定める施設ごとに記入する(「医療施設等」及び「社会福祉施設等」については交付要綱に定める施設ごとに記入する。)。調査要領別表1に定める「複合施設」である場合には、該当欄に「●」と記載し、同一の複合施設として取り扱う施設に係る施設名と所管省庁を記載する。
2. 申請欄・調査結果欄については、調査要領別表1に定める施設ごとの計数を本書き(「医療施設等」及び「社会福祉施設等」については交付要綱に定める施設ごとの計数を本書き。)とし、調査要領別表1に定める「複合施設」としての総数を上段()書きとする。
3. 災害査定が完了し工事費が決定された箇所において、復旧工事が完了しない間に同箇所が再度災害復旧事業の対象となる災害を受け、災害が拡大した場合は、前の災害の未着手又は未施行の工事は、新たに生じた災害による災害復旧事業にあわせて一の災害復旧事業として施行する。(※) この場合、未着手又は未施行の工事は、その発生年により次のように区分する。ただし、新たな被災部分を復旧するに要する費用が限度額未満の場合には、前災処理(設計変更)となる。
- (※)公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第3条第1項

【参考】

- 前の災害と新たな災害の発生年が異なる場合・・・内未成
○前の災害と新たな災害の発生年が同一の場合・・・内転属

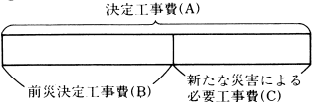
●前災が未着手の場合(図①)

- ・決定工事費(図①(A))・・・申請欄 合計(I)、調査結果欄 合計(S)
・前災決定工事費(図①(B))・・・申請欄 内未成・内転属(J)、調査結果欄 内未成・内転属(T)
・新たな災害による必要工事費(図①(C))・・・申請欄 差引額(I-J)、調査結果欄 差引額(S-T)

●前災が工事中の場合(図②)

- ・決定工事費(図②(A))・・・申請欄 合計(I)、調査結果欄 合計(S)
・未施行額(図②(E))・・・申請欄 内未成・内転属(J)、調査結果欄 内未成・内転属(T)
・新たな災害による必要工事費(図②(C)) + 手戻り額(図②(F))・・・申請欄 差引額(I-J)、調査結果欄 差引額(S-T)

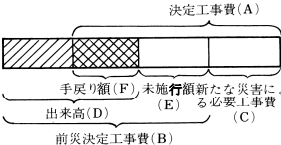
① 前災が未着手の場合



決定工事費 A …… (B + C)
内 未 成 額 B
(内転属額)

前災部分を含めて1箇所の設計を組み、これに要する工事費が決定工事費となり、前災の決定工事費が内未成額又は内転属額となる。

② 前災が工事中の場合



決定工事費 A …… (C + E + F)
内 未 成 額 E …… (B - D)
(内転属額)

新たな災害の発生した時点における前災の既施行及び着手済みの出来高を打ち計算して算出し、これを前災の決定工事費から控除したものが内未成額又は内転属額となる。手戻り額については、新災の決定工事費に加える。

様式 1 - (1)

厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査表(総括表)

(施設名:)

名 称	申 請				調 査 結 果				備 考
	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	
			円	円			円	円	
計				0				0	

様式 1 - (2)

厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査表(個表)

(施設名:)

[illegible]

様式2

厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

令和 年 月 日

都道府県名

局

設置者名	施設名	施設の所在地		問題点	
施設区分					
	工事概要	金額(千円)			
申請		合計		厚生労働省意見	
		内未成・内転属			
		差引額	0		
調査結果		合計		財務局意見	
		内未成・内転属			
		差引額	0		
※		合計		※	
		内未成・内転属			
		差引額			

- (注) 1. 施設区分欄は、建物、工作物、土地、設備の別を記載すること。
2. 調査結果欄には、資料又は調査不十分のため積算不能の場合は記載する必要はない。
3. 内未成・内転属がある場合は、申請及び調査結果の金額欄にその金額を記載すること。
4. 問題点に対して厚生労働省及び財務局の意見をそれぞれ順序を配列して対比記載すること。
5. ※欄は空欄にすること。

○公共土木施設災害復旧事業査定方針

〔昭和三十三年七月十五日建 河 発 第三百五十一号〕

改正 昭和三十三年五月 九日 建河発第三四四号

昭和三十三年七月 一日 建河発第四七三号

昭和三十四年九月 二日 建河発第六七四号

昭和三十八年九月 九日 建河発第四〇九号

昭和三十九年六月 二日 建河発第二三四号

昭和四〇年六月一〇日 建河発第二一〇号

昭和四二年六月 七日 建河防発第七九号

昭和四四年七月 二日 建河防発第四七号

昭和四七年八月 二日 建河防発第五六号

昭和五四年三月二〇日 建河防発第二二号

昭和五九年九月一四日 建河防発第八〇号

昭和六二年五月二一日 建河防発第八二号

昭和六三年四月 七日 建河防発第四一號

平成 元年五月二九日 建河防発第五三號

平成 三年四月 一日 建河防発第六一號

平成 四年四月 九日 建河防発第六九號

平成 六年六月二三日 建河防海発第八〇号

平成 七年四月 一日 建河防海発第六十八号

平成 八年五月 十日 建河防海発第六十五号

平成 九年四月 一日 建河防海発第八十九号

平成 十年六月 四日 建河防海発第七三號

平成 一一年三月三〇日 建河防海発第一八八号

平成 一二年四月 三日 国河防第一〇七〇号

平成 一三年二月一四日 国河防第一〇七〇号

平成 一三年三月三〇日 国河防第一〇七〇号

平成 一四年四月 一日 国河防第一四二二號

平成 一五年四月 一日 国河防第一四二二號

平成 一五年六月一八日 国河防第一一五号

平成 二〇年六月二六日 国河防第一一五号

平成 二三年八月 五日 国水防第一三三號

河川局長通知

（目的）

第一 災害復旧事業の査定は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「法」という。）、法施行令、法施行規則及び法事務取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この査定方針によつて行うものとする。

（災害原因の調査）

第二 災害原因の調査については、被災施設の原形及び被災状況を調査するとともに、特に次の各号に掲げる事項に留意して行なうものとする。

（一） 降雨については、最大二十四時間雨量、連続雨量並びにこれらの時間的変化及び

地域的分布状況

（二） 洪水については、洪水位、洪水流量、洪水継続時間、流送土砂量等

- (三) 融雪については、前各号に掲げるもののほか、積雪量、気温の変化、流水、なだれ等
 - (四) 暴風については、風向、風速、気圧等及びこれらの時間的關係
 - (五) 高潮又は波浪については、前号に掲げるもののほか、潮位、潮位偏差、波高等及びこれらの時間的關係
 - (六) 地すべりにについては、降雨量等、地すべりの地域及びその地質並びにすべり面の位置及び地盤の移動の状況
 - (七) 地震については、震度、震源地等
- (採択の範囲等)

第三 災害復旧事業の採択に際し、降雨、洪水、暴風、高潮、波浪、津波又は地すべりによる災害で次の各号の一に該当しないものは、原則として採択しないものとする。

- (一) 河川にあつては警戒水位(警戒水位の定めがない場合は河岸高(低水位から天端までの高さをいう。)の五割程度の水位)以上の出水により発生した災害。ただし、河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適當な場合における当該警戒水位未滿の出水により発生した災害又は比較的長期間にわたる融雪出水等により発生した災害を含む。
 - (二) 河川以外の公共土木施設にあつては最大二十四時間雨量八十ミリメートル以上の降雨により発生した災害。ただし、最大二十四時間雨量八十ミリメートル未滿の降雨により発生した災害であつても、時間雨量等が特に大である場合を含む。
 - (三) 最大風速十五メートル以上の風により発生した災害
 - (四) 暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪(うねりを含む。)又は津波により発生した災害で被災の程度が比較的輕微と認められないもの
 - (五) 地すべりににより発生した地すべり防止施設の災害にあつては、地すべりが発生した区域のうち、被災前の地すべり防止施設により一定のブロックが概成している場合における災害
- 2 法第六条第一項各号に掲げる法の適用のない災害復旧事業の決定にあつては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (一) 法第六条第一項第二号に規定する「工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの」については、第九条第二項の規定により算定する経済効果その他復旧による効果を総合的に勘案して採否を決定すること。
 - (二) 要綱第十二第五号にいう「堤体に被害のない場合」とは、原則として漏水止めの応急工事を施行していない場合をいい、同第八号にいう「直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下」とは、基礎工が露出しない程度又は基礎工が露出した場合にあつても堤防護岸等の安全に支障がない、又は支障を及ぼすおそれがないと認められる程度の河床又は海岸地盤の低下をいうものであること。
 - (三) 法第六条第一項第四号に規定する「明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの」については、異常天然現象の程度、当該施設の築造後の経過年数、被災施設の原形等を調査検討のうえ慎重に決定すること。特に工事竣工後一箇年以内に被災した施設に係る災害復旧事業については、その原因をよく調査検討のうえ採否を決定すること。
 - (四) 成功認定、中間検査等及び会計検査院の検査の結果、工事の出来高が不足しているもの又は工事の施行が粗漏で復旧の目的を達していないものとして指摘され、これらについて国土交通大臣が手直し工事又は補強工事を命じた箇所当該工事が未完であることに基因して災害を受けたと認められる場合の災害復旧事業は、法第六条

第一項第四号に該当するものとして採択しないものとする。

(五) 前災が法第六条第一項第一号に該当するものとして失格となり、又は「異常な天然現象によらない」若しくは「維持工事である」という理由により欠格となつた箇所、当該箇所に係る災害復旧工事の未着手のものについて新たな災害が生じた場合は、次のイ又はロに掲げる場合を除き、法第六条第一項第五号に該当するものとして採択しないものとする。

イ 失格又は欠格となつた後、復旧するために必要な手続をとる時間的余裕がない場合

ロ 復旧していたとしても被災したであろうと明らかに認められる程度の大災害が発生した場合

(六) 要綱第十四第二号にいう「河道が著しく埋そくした」とは、原則として河道断面の三割程度以上の埋そく又は流木が著しく堆積した場合をいい、この場合において掘さくする土量は、自然流下等による流失量を考慮して災害によるたい積量の七割を基準とし、流木除去については、流木堆積量の全量を対象として決定すること。「砂防えん堤の埋没」とは、流木止め施設に流木が著しく堆積した場合を含まないものとする。

(七) 要綱第十七第一項にいう「直高一メートル未満の小堤」の直高については、被災箇所の局部的直高のほか、その前後の直高をも考慮すること。

(八) 要綱第十七第二項の被災箇所総幅員の認定にあたり、道路にあつては被災箇所の総幅員が不明確な場合又は地形的に特別の状況にあるため当該被災箇所の前後の総幅員と異なる場合は、当該被災箇所の前後の総幅員を勘案して相当と認められる距離を当該被災箇所の総幅員とするとともに、橋梁にあつては被災橋梁の総幅員が二メートル未満であつても一・五メートル以上ある場合において、当該橋梁の前後の道路の総幅員が二メートル以上あるときは、当該橋梁の総幅員が二メートル以上あるものとする。

3 災害復旧事業として採択した後廃工された箇所が再申請されている場合には、新たな被災の事実を確認のうえ採否を決定すること。

4 要綱第三第二号にいう「広範囲にわたつて被災し、その被災の程度が激甚であり」とは、河川にあつては堤防又は河岸の欠壊（この場合における欠壊は、原則として、有堤部にあつては法尻から天端まで、無堤部にあつては河床から地盤高までの部分がすべて欠壊することをいう。）区間の延長が一定計画で復旧する区間の延長の八割程度以上ある場合をいうものとし、海岸、砂防設備及び道路にあつては、河川の欠壊の場合に準ずる程度の被害がある場合をいうものとする。

5 要綱第十五の二第二号にいう「欠壊が広範囲にわたり、かつ、欠壊の程度が激甚である」とは、前項に定める場合のほか、欠壊区間の延長が災害関連事業として策定する計画区間の五割程度以上となる場合を含むものとし、「一定計画」とは、要綱第三第二号にいう「一定計画」のほか、欠壊区間の延長が災害関連事業の計画区間の五割程度以上となる場合の当該災害関連事業の一定計画を含むものとする。

6 要綱第三第二号の取扱い、次のとおりとする。

(一) 「治水上又は道路交通上当該被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合」とは、次に掲げる場合の一に該当する場合をいう。

イ 当該橋梁に係る河川の洪水流量の増大した場合、河床の変動した場合、河川の勾配が急な場合又は流木、流水、転石等が多い場合

ロ 当該被災部分が当該橋梁に係る河川の流心部又は水衝部に係るものである場合

ハ 当該橋梁に係る海岸の越波量が増大した場合

ニ 当該橋梁に係る自動車の交通量が一日百台以上である場合。この場合の交通量の認定については、原則として道路管理者による交通量調査の資料に基づいて行なうものとする。

ホ 当該橋梁が定期バス路線又は定期貨物自動車路線に係るものである場合

ヘ 当該橋梁が官公署、学校、病院、郵便局、停車場等の公共的施設に通ずる路線に係るものである場合

(二) 「必要最小限度において、当該木橋又は木造部分の全部又は一部を永久構造として施行する工事」の取扱いは、次のイ又はロに定める基準による。

イ 当該木橋又は木造部分の延長の全部が被災した場合又は三分の二以上被災し、かつ、当該被災部分のみを永久構造とすることによつて取合せ等が不適当となる場合で、前号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該木橋又は木造部分の全部を永久構造とする。ただし、当該橋梁の河川の流心部又は水衝部に係る木造部分の延長の全部が被災した場合又は三分の二以上が被災し、かつ、当該被災部分のみを永久構造とすることによつて取合せ等が不適当となる場合は、当該流心部又は水衝部のみに係る木造部分の全部を永久構造とする。

ロ イに掲げる場合のほか、当該木橋又は木造部分の延長の二分の一以上が被災した場合又は当該橋梁の河川の流心部若しくは水衝部に係る木造部分の延長の二分の一以上が被災した場合で、前号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該被災部分のみを永久構造とする。

(三) 当該橋梁が一般国道又は道路法第五十六条の規定により国土交通大臣が指定した主要な都道府県道若しくは市道（以下「主要地方道」という。）に係るものであつて永久構造の橋梁として改良されることが確定している場合又は予想される場合には、永久構造として採択しないものとする。

(四) 当該橋梁が潜水橋である場合は、原則として永久構造として採択しないものとする。

7 要綱第三第二号又において、被災橋梁が潜水橋である場合には、原則としてけた下高を上げないものとする。

（直轄工事施行区域内の災害）

第四 直轄工事施行区域内に発生した災害に係る災害復旧事業については、直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱に基づき直轄河川災害復旧事業等との関係を充分検討のうえ採否を決定するものとする。

2 前項の災害復旧事業の査定は、関係直轄工事事務所長の立会のうえ行なうものとする。

（他の事業の計画区域内の災害）

第五 災害復旧事業以外の事業（以下「他の事業」という。）の計画区域内に新たに発生した災害に係る災害復旧事業を採択する場合には、次の各号に定める基準によるものとする。

(一) 在来施設が被災した場合においては、必要最小限度の工法により採択すること。
(二) 他の事業により竣功し、かつ、独立した機能を有する施設が被災した場合においては、当該他の事業により竣功した完成断面を対象として採択すること。

（兼用工作物及び他省他局との関係にある施設に係る災害）

第六 国土交通省が所管する兼用工作物（農林水産省が所管する施設に係るもの並びに国土交通省が所管する施設のうち港湾及び港湾に係るものと効用を兼ねるものを除く。以下「兼用工作物」という。）並びに農林水産省及び国土交通省港湾局と関係の